

# 令和7年度 所定疾患施設療養費(Ⅰ)の算定状況

厚生労働省の規定に基づき、所定疾患施設療養費(Ⅰ)の算定状況について公表します。

## ・算定状況(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

疾患名		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
肺炎	件数		2			1								3
	日数		8			7								15
尿路感染症	件数	9	7	13	8	6	12	10	10	7	9	10	6	107
	日数	53	45	84	46	35	53	57	60	43	53	64	33	626
带状疱疹	件数	1	2					1		1			1	6
	日数	2	9					7		7			7	32
蜂窩織炎	件数			1	1									2
	日数			6	5									11

## ・疾患別の主な治療内容

肺炎	血液検査、レボフロキサシン ピペラシリンナトリウム、オーグメンチン	带状疱疹	バラシクロビル ビダラビン軟膏
尿路感染症	尿検査、レボフロキサシン ダイフェン配合錠、セフカペン	蜂窩織炎	サワシリン

## ・所定疾患施設療養費(Ⅰ)算定要件

1. 所定疾患施設療養費(Ⅰ)は、肺炎等により治療を必要とする状態になった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、1回に連続する7日間を限度とし、月1回に限り算定するもので、1月に連続しない1日を7回算定することは認められないものであること。
2. 所定疾患施設療養費と緊急時治療管理は同時に算定することはできないこと。
3. 所定疾患施設療養費の対象となる入所者の状態は次の通りであること。  
イ. 肺炎(検査必要)    ロ. 尿路感染症(検査必要)    ハ. 带状疱疹    ニ. 蜂窩織炎
4. 算定する場合にあっては、診断名、診断した日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容を診療録に記載しておくこと。
5. 請求に際して、診断・診断を行った日・治療内容等を記載すること。
6. 当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。